

令和7年第3回大野町農業委員会議事録

令和7年3月5日、大野町農業委員会長 目加田 菊次は、第3回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

本日の会議に付した議案

- 報第6号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議第5号 農地法第3条の規定による許可について
- 議第6号 農地法第4条の規定による許可について
- 議第7号 農地法第5条の規定による許可について
- 議第8号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に関する意見について

出席農業委員（13名）

- | | | |
|--------------|---------------|--------------|
| 1番 末守 吾郎 委員 | 2番 馬淵 徳次 委員 | 3番 内田 博人 委員 |
| 5番 河本 茂樹 委員 | 6番 見屋井 美栄子 委員 | 7番 河野 正和 委員 |
| 8番 目加田 菊次 委員 | 9番 林 和朗 委員 | 10番 山村 隆昌 委員 |
| 11番 野村 茂雄 委員 | 12番 加納 賢 委員 | 13番 清水 誠 委員 |
| 15番 飯沼 良一 委員 | | |

出席農地利用最適化推進委員（8名）

- | | | | |
|----------|----------|----------|-----------|
| 岡田 松榮 委員 | 渡邊 靖 委員 | 所 勝重 委員 | 久保田 静眞 委員 |
| 内藤 昭宏 委員 | 河田 幸則 委員 | 小森 富雄 委員 | 田代 定 委員 |

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 林 竜彦 委員 | 野津 正明 委員 | 宮嶋 博幸 委員 |
|---------|----------|----------|

本会議の職務のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|------------|---------|---------|---------|
| 事務局長 吉村 康弘 | 係 田邊 貢一 | 係 若原 宏晃 | 係 青木 哲平 |
|------------|---------|---------|---------|

(令和7年3月5日 午前9時00分開会)

○議長 (目加田菊次会長)

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。本日農地利用最適化推進委員の林委員・野津委員・宮嶋委員から欠席届がでていますのでご報告させていただきます。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

[全員起立－農業委員会憲章唱和]

○議長 (目加田菊次会長)

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を11番の野村茂雄委員、12番の加納賢委員にお願いしたいと思います。それでは報第6号について、事務局より説明願います。

[事務局 報第6号の議案説明]

○事務局

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で263㎡でございます。

2番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。2筆で4,991㎡でございます。

3番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。4筆で1,407㎡でございます。

4番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。1筆で2,015㎡でございます。

5番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で153㎡でございます。

6番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。2筆で3,616㎡でござ

ざいます。

報第6号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第6号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

それでは報第7号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 報第7号の議案説明〕

○事務局

農地の賃借権の合意解約については許可不要となっておりますが、農地法第18条第6項の規定により、その旨を農業委員会に通知することとなっております。

1番と2番でございます。所有者と耕作者の間で岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権が設定されておりましたが、5条許可申請により農地を譲渡するために令和7年2月20日付で合意解約されたということで、通知されました。

3番と4番でございます。所有者と耕作者の間で岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権が設定されておりましたが、令和7年2月20日付で合意解約されたということで、通知されました。

5番と6番でございます。所有者と耕作者の間で岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権が設定されておりましたが、令和7年2月20日付で合意解約されたということで、通知されました。

7番と8番でございます。所有者と耕作者の間で岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権が設定されておりましたが、令和7年2月20日付で合意解約されたということで、通知されました。

9番と10番でございます。所有者と耕作者の間で岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権が設定されておりましたが、令和7年2月20日付で合意解約されたということで、通知されました。

11番と12番でございます。所有者と耕作者の間で岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権が設定されておりましたが、令和7年2月20日付で合意解約されたということで、通知されました。

13番と14番でございます。所有者と耕作者の間で岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権が設定されておりましたが、令和7年2月20日付で合意解約されたということで、通知されました。

報第7号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第7号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

これより審議に入ります。それでは議第5号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第5号の議案説明〕

○事務局

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、賃借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は30,209㎡となります。担当推進委員は岡田委員でございます。

2番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。譲受人は現在該当農地の隣で耕作をしているため、効率的な耕作が可能になります。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は1,758㎡となります。担当推進委員は河田委員でございます。

3番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（譲渡）のため、農地を取得されるという

ことで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は8,556㎡となります。現在岐阜市で2,003㎡、大野町で497㎡耕作されています。担当推進委員は河田委員でございます。

4番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大(売買)のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は22,873㎡となります。担当推進委員は宮嶋委員でございますが、本日欠席のため特段の意見がないということを事務局で伺っております。

議第5号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長(目加田菊次会長)

議第5号の1番の案件につきまして、担当委員であります岡田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員(岡田松榮委員)

事務局の説明どおりです。

○議長(目加田菊次会長)

議第5号の2番・3番の案件につきまして、担当委員であります河田委員、補足説明をお願いします

○農地利用最適化推進委員(河田幸則委員)

事務局の説明どおりです。

○事務局

補足説明をさせていただきます。4番でございます。農地取得後の譲受人の世帯経営面積を22,873㎡と説明しましたが、1番の案件でも農地を取得されますので、正しくは30,534㎡となります。

○議長(目加田菊次会長)

議第5号の1番から4番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第5号の1番から4番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第6号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第6号の議案説明〕

○事務局

農地法第4条の規定により、自己所有農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなり、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。こちらは申請人が自己所有農地を敷地及び通路として、既存住宅敷地と一体利用するために申請をされましたが、当該地はすでに敷地及び通路として利用されており、始末書が添付されております。担当推進委員は久保田委員でございます。

議第6号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第6号の1番の案件につきまして、担当委員であります久保田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

事務局の説明どおりですが、補足説明させていただきます。一部は以前転用許可をうけて建物を建築しておりましたが、その後増築をした部分の追認の申請になります。

○議長（目加田菊次会長）

議第6号の1番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第6号の1番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第7号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第7号の議案説明〕

○事務局

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、太陽光発電施設を建築するために申請されました。担当推進委員は岡田委員でございます。

2番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、建設業資材置場として利用するために申請されました。担当推進委員は所委員でございます。

3番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を譲り受け、敷地及び駐車場として利用するために申請されました。担当推進委員は久保田委員でございます。

4番でございます。賃借人が、賃貸人より農地を借り受け、砂利採取に伴う一時転用をするために申請されました。担当推進委員は宮嶋委員でございますが、本日欠席のため特段の意見がないということを事務局で伺っております。

議第7号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第7号の1番の案件につきまして、担当委員であります岡田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岡田松榮委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第7号の2番の案件につきまして、担当委員であります所委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（所勝重委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第7号の3番の案件につきまして、担当委員であります久保田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第7号の1番から4番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第7号の1番から4番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第8号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

[事務局 議第8号の議案説明]

○事務局

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の策定にあたり、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、農業委員会の意見を聴かなければならないとなっており、令和7年2月25日付け文書にて農業委員会の意見を求められています。

大野町の地域計画の策定地域については、北側の大野・豊木・富秋・西郡地区。南側の鶯・川合地区の2地区となります。

〔事務局 議第8号の詳細説明〕

○議長（目加田菊次会長）

議第8号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

○農業委員（1番末守吾郎委員）

先ほどの説明のなかで田と畑の面積についてですが、柿畑だった農地を抜根して田にした農地については、田の面積として集計しているのか。

○事務局

現況地目で面積の集計を行っているが、元々登記上畑の農地については、税務課が現地確認などで現況地目を変更していないと畑での面積計上となる。今回のような場合は、農地の所有者や耕作者から税務課に届出をして、現況地目変更を行わないと田にならないと思われる。

○議長（目加田菊次会長）

他にご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第8号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については4月4日9時より行います。よろしく申し上げます。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第3回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長 目加田 菊次



委員 野村 茂雄



委員 加納 賢

